

# 居所不明児童生徒の把握等のための関係機関との連携【教育委員会における対応例】

在籍校

※家庭訪問等による状況確認  
※関係者からの情報収集

居所不明となった児童生徒  
についての報告

居所不明となっていることを教育委員会が把握

国内にいる可能性が高い場合

国外にいる可能性が高い場合

新規就学時から  
居所不明である場合

市町村児童福祉・母子保健  
主管部局等への照会  
・予防接種履歴、健診受診履歴、  
DV等の相談履歴の有無等

新規就学後に  
居所不明となった場合

要保護児童としての  
対応が必要となる場合

児童福祉関係機関  
(市町村児童福祉主管部局、  
児童相談所等)との情報共有  
・児童虐待等の相談履歴の有無等

転住先として考えられる  
住所(国内)がある場合

関係市町村  
教育委員会への照会

※家庭訪問等による  
状況確認  
※関係者からの情報  
収集

子どもの育成支援  
に関する関係機関  
ネットワークにおける  
情報共有  
福祉・医療・教育  
・少年保護等

事件性がある場合

警察への相談

他市町村における居住・就学が確認できた場合

学齢簿の消除

東京入国管理局に照会

・居所不明児童生徒の出帰国の状況の確認  
※関係機関を代表して又は他の関係機関  
を通じて照会

帰国して  
いる場合

帰国していない場合

出国後  
1年未満

出国後  
1年以上

出国後  
1年以上

東京入国管理局に再照会

帰国して  
いる場合

帰国して  
いない場合

学齢簿の消除の必要性等の検討、  
住民基本台帳担当との連携

住民基本台帳担当との情報共有